

ほけんだより ～冬の感染症対策号～



学校感染症について



学校感染症とは、学校において予防すべき感染症として学校保健安全法に定められた感染症のことをいいます。

- これらの病気と診断されたときは、医師の許可ができるまで家庭で安静にし、学校を休まなければなりません。その間は、欠席ではなく、出席停止扱いとなります。
- 診断された場合は担任まで必ず連絡して下さい。葛城小 072-446-0044
なお、登校する際には「登校許可意見書」を主治医に書いてもらって、学校に提出してください。

条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾病

溶連菌感染症
手足口病
伝染性紅斑（りんご病）
ヘルパンギーナ
マイコプラズマ感染症 等



出席停止期間や
登校許可書の有無についても、医師の指示に従って下さい。

《学校感染症の種類と出席停止の取り扱いについて(学校保健安全法施行規則 19・20 条)》

分類	病名	出席停止の基準
第1種	(*)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	

※第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）



とうこうきょかいけんしよ
※登校許可意見書が変わりました※切り取って使用していただけます

登校可能になる日付を記入できるようになりました。
葛城小学校ホームページからもダウンロードすることができます！

登校許可意見書

貝塚市立葛城小学校

年 組 氏名

疾病名

診断により、感染のおそれがきわめて少なくなったので、
月 日以降の登校が可能である。

平成 年 月 日

病院

診療所



